

聖籠町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第14号

聖籠町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年聖籠町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「前3項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第6項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければ

ばならない。

第47条第1項ただし書中「次に掲げる施設等の職務若しくは」を「次に掲げる施設等の職務、」に改め、「これらの事業に係る職務を含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第203条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第49条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第68条中「第32条から第39条まで」を「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条まで」に改める。

第69条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第73条中「（法第8条の2第17項」を「（法第8条の2第15項」に改める。

第77条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第90条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。